

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表		別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表	
職務の級	職 務	職務の級	職 務
1 級	現業技術員、守衛、畜産技手、機械技手、農業技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務	1 級	現業技術員、守衛、畜産技手、 <u>ボイラ技士</u> 、 <u>機械技手</u> 、 <u>調理師</u> 、 <u>農業技手</u> 、 <u>林業技手</u> 、 <u>調理員</u> 、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
2 級	困難な業務を行う現業技術員、守衛、畜産技手、機械技手、農業技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務	2 級	困難な業務を行う現業技術員、守衛、畜産技手、 <u>ボイラ技士</u> 、 <u>機械技手</u> 、 <u>調理師</u> 、 <u>農業技手</u> 、 <u>林業技手</u> 、 <u>調理員</u> 、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
略		略	
別表第3（第3条の2関係） 初任給基準表		別表第3（第3条の2関係） 初任給基準表	
略		略	
備考		備考	
1	現業技術員のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。	1	現業技術員及び <u>ボイラ技士</u> のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。
2	略	2	略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。